

雇児保発第 0330001 号
平成 16 年 3 月 30 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

「「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて」等の
一部改正について

「「保育所運営費の経理等について」の一部改正について」（平成 16 年 3 月 30 日雇
児発第 0330010 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が本日付けで発出されたこ
と等を受けて、関係通知の一部を下記のように改正することとしたので、御了知の上、
市町村、保育所関係者等に周知徹底方願います。

記

- 1 「「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日雇
保第 12 号厚生省児童家庭局保育課長通知）を以下のとおり改正する。
 - 1 4 中「1 の（4）」の次に「及び（5）」を加える。
 - 2 5 中「がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」の次に「又は同通知 1
の（5）による別表 2 及び別表 3 に係る経費」を加える。
 - 3 「8」を「9」とし、「7」の次に次を加える。
 - 8 児発第 299 号通知の別表 3 において「子育て支援事業を実施する施設の建物、
設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物
（子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。）及び建
物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外
遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や子育
て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 2 「「保育所運営費の経理等について」の運用等について」（平成 12 年 6 月 16 日雇
保第 21 号厚生省児童家庭局保育課長通知）を別紙のとおり改正する。

(別紙)

○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
運営費	保育所運営費
児発第299号通知	「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号通知)
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号通知)
雇児発第0312001号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号通知)
経理規程準則	「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」(昭和51年1月31日社施第25号通知)
民改費	民間施設給与等改善費
児保第12号通知	「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第12号通知)
発児第59号の5通知	「『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』通知の施行について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5)
社援施第9号通知	「措置費(運営費)支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成12年2月17日社援施第9号通知)
児保第13号通知	「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成12年3月30日児保第13号通知)

(問1) 児発第299号通知を適用するためには、新会計基準に基づく経理処理を行わなければならないのか。

(答)

1. 運営費については、従来、社援施第39号通知に基づき取り扱われてきたところであるが、平成12年度分の運営費から、社援施第39号通知の適用から除外され、経理を経理規程準則により処理するか新会計基準により処理するかに関わらず、児発第299号通知に基づき取り扱うこととなる。
2. 民改費の管理費加算相当額を限度として児発第299号通知の別表2に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(借入金の償還金及びその利息を含む。)以外の経費等に対して充当する社会福祉法人、又は民改費の管理費加算相当額を超えて別表2に掲げる経費等に対して充当する社会福祉法人にあっては、新会計基準により経理処理を行わなければならないものである。雇児発第0312001号通知(平成16年3月12日)の1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める弾力運用のみを行うもの以外については、新会

計基準により経理処理を行うよう指導されたい。

3. なお、経理規程準則により経理処理する場合には、児発第299号通知及び児保第12号通知中の文言を以下のように読み替えて適用するものとする。

児発第299号通知中の文言	読み替え後の文言
事務費	管理費
積立預金	引当金
積み立て	繰り入れ
積立支出	引当金繰入
雇児発第0312001号	雇児発第0312001号。以下「雇児発第0312001号通知」という。
当期末支払資金残高	繰越金
積立目的	引当目的
施設に係る経理区分	施設会計
別表3の収支計算分析表	社援施第39号通知の別表3の収支計算分析表
保育所に係る経理区分	施設会計
当期資金収支差額	当期繰越金
事務費又は	管理費又は
支払資金残高	繰越金

(問2) 児発第299号通知の1(3)に関して、人件費積立預金、修繕費積立預金及び備品等購入積立預金についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答) これら三種の積立預金について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額の合計額が当該施設に係る経理区分の経常収入の5%を上回る場合は、児発第299号通知の4(2)③により、収

支計算分析表の提出を要することとなる。

(問3) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、発児第59号の5通知の規定により、民改費の加算停止となっている場合にも、児発第299号通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。

(答) 発児第59号の5通知の第1の3(5)に規定するとおり、児発第299号通知の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。

(問4) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいか。

(答) 児発第299号通知においては、一定の範囲での充当先は同一の設置者が設置する保育所及び同一設置者が実施する子育て支援事業に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

(問5) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。

(答) 児発第299号通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれ得る。

(問6) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

(答) 従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与とすることが望ましい。

(問7) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答) 平成11年度以前の借入金に係る平成12年度以降の償還金に対して、充当することは可能である。

(問8) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、建物、設備の整備を目的とする積立ができるとされているが、社援施第9号通知の2では「措置費から減価償却費相当額の積立預金等を将来の建物改築等のために積み立てることは認められない。」とされている。これらの関係をどのように考えればよいか。

(答) 運営費の取扱いについては、社援施第9号通知は適用されない。保育所の施設・設備整備のための積立は、児発第299号通知の1(4)等に基づき、毎年度、一定の範囲で積立支出を行うことができる。

留意すべき点は次のとおりである。

1. 新会計基準における貸借対照表の一本化に伴い、保育所については、各施設ごとに積立金・積立預金の累計額が把握できるよう、それぞれの経理区分ごとに各積立金・積立預金の累計額に係る明細表を作成することとされている(児保第13号通知の4)。したがって、複数の保育所を運営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立預金」について、各保育所の経理区分から積立支出された額の累計額を当該経理区分ごとの積立(預)金累計額として明細表を作成することとなる。
2. 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る経理区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該経理区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。
3. 「保育所施設・設備整備積立金」の各保育所の経理区分ごとの積立金累計額は、一義的には、当該経理区分に係る保育所の増改築に充てることを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所の増改築又は創設に充て

ようとする場合には、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所の経理区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。

4. 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る経理区分を設け、当該経理区分に「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。

(問9) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、「保育所を経営する事業に係る租税公課」とは具体的には何を指すのか。

(答) 当該保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。

(問10) 児発第299号通知の1(5)の②及び③に関して、「原則として3年以内に第三者評価の受審・公表を行うこと」とあるが、複数年にわたり継続して同通知の1(5)の弾力運用を行う場合の取扱いはどのようになるのか。

(答) 複数年にわたり継続して児発第299号通知の1(5)の弾力運用を行う場合は、少なくとも3年に1回の間隔で第三者評価を受審・公表していくこととなり、1回目の受審後は3年以内に次の受審を行うこととなる。なお、児発第299号通知の1(5)の弾力運用を単年度に限って行った場合は、弾力運用を行った後、3年以内に第三者評価の受審・公表を1回行うことで可とし、継続して受審する必要はない。

(問11) 児発第299号通知の2に関して、各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場又は当期末支払資金残高を取り崩す場合の使途範囲については、施設の増改築を含むのか。

(答) 各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場又は当期末支払資金残高を取り崩す場合の使途範囲については、児保第12号通知の5で示しているところであり、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、同一設置者が設置する他の保育所又は同一設置者が実施する子育て支援事業にかかる施設の増改築又は

創設の経費に充てることができる。

(問12) 児発第299号通知の3(2)に関して、本部の経理区分への貸付はできるのか。また、保育所への貸付は、年度内に精算しなくてよいのか。

(答) 運営費を貸付する場合、その対象となるのは保育所の経理区分に対してのみであり、その場合も年度内に精算することが必要である。なお、児童福祉施設併設型民間児童館及び保育所併設型民間児童館で行う事業については、保育所とは異なる経理区分であるが、当該施設が保育所と一体的な経営が行われていることを鑑み、経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って運営費の貸付が認められる。

(問13) 民改費停止等となる場合はどのような場合か。

(答) 発児第59号の5通知の事由により、民改費が加算停止され得ることがある。
なお、民改費は、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所においては、その性質上、対象とならないものである。

(問14) 発児第59号の5通知に関して、事業年度の翌年度に用途範囲に定める以外の支出等が判明した場合の民改費の加算停止は、用途範囲に定める以外の支出等があった年度における民改費を加算停止するのか。それとも判明した年度における民改費を加算停止するのか。

(答) 発児第59号の5通知に基づく民改費の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成12年度の財務諸表を平成13年度に確認した結果、用途範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成13年の4月から平成14年3月までの民改費加算を停止することとなる。

なお、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、発児第59号の5通知に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であって必要と認められる期間、民改費の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。

(問15) 児発第299号通知の5に関して、運用収入の取扱い如何。

(答) 運用収入については制限を設けていない。

(問16) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、「保育所の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答) 保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所において、保育所周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所として駐車場の賃借が必要となった場合には、児発第299号通知の別表2の「保育所の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の1の(4)及び(5)により、支出が可能である。

(問17) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に運営費を充てることは可能か。

(答) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、都道府県、市町村において使用目的、使用度などの判断を十分加えた上で、備品等購入積立預金及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えない。

なお、登所に用いるバスやワゴンについては、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」(平成8年6月28日児保第12号)の第1の間10及び11に定めるとおりである。

改正後

児保第12号
平成12年3月30日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生省児童家庭局保育課長

「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて

本日、平成12年3月30日児発第299号「保育所運営費の経理等について」（以下「児発第299号通知」という。）が施行されたところであるが、この取扱いについては、次の事項に留意されたい。

記

- 1 児発第299号通知の前文において「適切な施設運営が確保されている」とは、施設の運営状況について、児発第299号通知の1の（2）の①から⑦までに掲げる要件すべてが満たされていることをいうこと。
- 2 児発第299号通知の1の（2）において「人件費、事務費又は事業費」とは、保育所を経営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号）に定める社会福祉法人会計基準中、別表1の資金収支計算書勘定科目において経常活動による支出に設けられている科目のうち、児発第299号通知別表3の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。
- 3 児発第299号通知の1の（2）の③における「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。
 - （1）正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
 - （2）施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。
 - （3）初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
 - （4）一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
 - （5）各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当

であること。

- 4 新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、概ね1年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、児発第299号通知の1の(4)及び(5)に関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取扱いが認められること。
- 5 児発第299号通知の2に関して、各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は当期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、用途範囲がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費又は同通知1の(5)による別表2及び別表3に係る経費であれば、取崩しを認めて差し支えないこと。
「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が考えられること。
 - (1) 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
 - (2) 建物の修繕、模様替え等
 - (3) 建物附属設備の更新
 - (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備
 - (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等
 - (6) 登所バス等の購入、修理等
- 6 児発第299号通知の3の(1)における「安全確実でかつ換金性の高い方法」として、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められないこと。
- 7 児発第299号通知の別表2において「保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、保育所の建物（保育所を営する事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や保育所以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 8 児発第299号通知の別表3において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物（子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や子育て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。

- 9 児発第299号通知により運営費の使途等の取扱いが改められたことに伴い、施設設置法人への寄付を前提に幹部職員の給与額を設定して当該幹部職員がその一部を当該法人に寄付することにより施設整備等に係る借入金の償還を進めるといった事例があった場合にはこれが速やかに解消されるよう、指導等において配慮すること。

改正後

児保第21号
平成12年6月16日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生省児童家庭局保育課長

「保育所運営費の経理等について」の運用等について

保育所運営費の経理等については、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号）及び「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第12号）等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり問答を取りまとめたので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所に対して周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。

○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
運営費	保育所運営費
児発第299号通知	「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号通知）
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号通知）
雇児発第0312001号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号通知）
経理規程準則	「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（昭和51年1月31日社施第25号通知）
民改費	民間施設給与等改善費
児保第12号通知	「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第12号通知）
発児第59号の5通知	「『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』通知の施行について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5）
社援施第9号通知	「措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年2月17日社援施第9号通知）
児保第13号通知	「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年3月30日児保第13号通知）

(問1) 児発第299号通知を適用するためには、新会計基準に基づく経理処理を行わなければならないのか。

(答)

1. 運営費については、従来、社援施第39号通知に基づき取り扱われてきたところであるが、平成12年度分の運営費から、社援施第39号通知の適用から除外され、経理を経理規程準則により処理するか新会計基準により処理するかに関わらず、児発第299号通知に基づき取り扱うこととなる。
2. 民改費の管理費加算相当額を限度として児発第299号通知の別表2に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）以外の経費等に対して充当する社会福祉法人、又は民改費の管理費加算相当額を超えて別表2に掲げる経費等に対して充当する社会福祉法人にあっては、新会計基準により経理処理を行わなければならないものである。雇児発第0312001号通知（平成16年3月12日）の1の（4）についてのみ要件を満たさない法人について定める弾力運用のみを行うもの以外については、新会計基準により経理処理を行うよう指導されたい。
3. なお、経理規程準則により経理処理する場合には、児発第299号通知及び児保第12号通知中の文言を以下のように読み替えて適用するものとする。

児発第299号通知中の文言	読み替え後の文言
事務費	管理費
積立預金	引当金
積み立て	繰り入れ
積立支出	引当金繰入
雇児発第0312001号	雇児発第0312001号。以下「雇児発第0312001号通知」という。
当期末支払資金残高	繰越金
積立目的	引当目的
施設に係る経理区分	施設会計
別表3の収支計算分析表	社援施第39号通知の別表3の収支計算分析表
保育所に係る経理区分	施設会計
当期資金収支差額	当期繰越金
事務費又は	管理費又は
支払資金残高	繰越金

(問2) 児発第299号通知の1(3)に関して、人件費積立預金、修繕費積立預金及び備品等購入積立預金についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答) これら三種の積立預金について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額の合計額が当該施設に係る経理区分の経常収入の5%を上回る場合は、児発第299号通知の4(2)③により、収支計算分析表の提出を要することとなる。

(問3) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、発児第59号の5通知の規定により、民改費の加算停止となっている場合にも、児発第299号通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。

(答) 発児第59号の5通知の第1の3(5)に規定するとおり、児発第299号通知の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって同通知の1(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。

(問4) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいか。

(答) 児発第299号通知においては、一定の範囲での充当先は同一の設置者が設置する保育所及び同一設置者が実施する子育て支援事業に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当する

こととした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

(問5) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。

(答) 児発第299号通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれ得る。

(問6) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

(答) 従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与とすることが望ましい。

(問7) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答) 平成11年度以前の借入金に係る平成12年度以降の償還金に対して、充当することは可能である。

(問8) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、建物、設備の整備を目的とする積立ができるとされているが、社援施第9号通知の2では「措置費から減価償却費相当額の積立預金等を将来の建物改築等のために積み立てることは認められない。」とされている。これらの関係をどのように考えればよいか。

(答) 運営費の取扱いについては、社援施第9号通知は適用されない。保育所の施設・設備整備のための積立は、児発第299号通知の1(4)等に基づき、毎年度、一定の範囲で積立支出を行うことができる。
留意すべき点は次のとおりである。

1. 新会計基準における貸借対照表の一本化に伴い、保育所については、各施設ごとに積立金・積立預金の累計額が把握できるよう、それぞれの経理区分ごとに各積立金・積立預金の累計額に係る明細表を作成することとされている（児保第13号通知の4）。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立預金」について、各保育所の経理区分から積立支出された額の累計額を当該経理区分ごとの積立（預）金累計額として明細表を作成することとなる。
2. 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る経理区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該経理区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。
3. 「保育所施設・設備整備積立金」の各保育所の経理区分ごとの積立金累計額は、一義的には、当該経理区分に係る保育所の増改築に充てることを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所の増改築又は創設に充てようとする場合には、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所の経理区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。
4. 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る経理区分を設け、当該経理区分に「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。

（問9）児発第299号通知の1（4）及び別表2に関して、「保育所を営する事業に係る租税公課」とは具体的には何を指すのか。

（答）当該保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。

（問10）児発第299号通知の1（5）の②及び③に関して、「原則として3年以内に第三者評価の受審・公表を行うこと」とあるが、複数年にわたり継続して同通知の1（5）の弾力運用を行う場合の取扱いはどのようになるのか。

(答) 複数年にわたり継続して児発第299号通知の1(5)の弾力運用を行う場合は、少なくとも3年に1回の間隔で第三者評価を受審・公表していくこととなり、1回目の受審後は3年以内に次回の受審を行うこととなる。なお、児発第299号通知の1(5)の弾力運用を単年度に限って行った場合は、弾力運用を行った後、3年以内に第三者評価の受審・公表を1回行うことで可とし、継続して受審する必要はない。

(問11) 児発第299号通知の2に関して、各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は当期末支払資金残高を取り崩す場合の用途範囲については、施設の増改築を含むのか。

(答) 各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は当期末支払資金残高を取り崩す場合の用途範囲については、児保第12号通知の5で示しているところであり、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、同一設置者が設置する他の保育所又は同一設置者が実施する子育て支援事業にかかる施設の増改築又は創設の経費に充てることができる。

(問12) 児発第299号通知の3(2)に関して、本部の経理区分への貸付はできるのか。また、保育所への貸付は、年度内に精算しなくてよいのか。

(答) 運営費を貸付する場合、その対象となるのは保育所の経理区分に対してのみであり、その場合も年度内に精算することが必要である。なお、児童福祉施設併設型民間児童館及び保育所併設型民間児童館で行う事業については、保育所とは異なる経理区分であるが、当該施設が保育所と一体的な経営が行われていることを鑑み、経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って運営費の貸付が認められる。

(問13) 民改費停止等となる場合はどのような場合か。

(答) 発児第59号の5通知の事由により、民改費が加算停止され得ることがある。
なお、民改費は、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所においては、その性質上、対象とならないものである。

(問14) 発児第59号の5通知に関して、事業年度の翌年度に使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合の民改費の加算停止は、使用範囲に定める以外の支出等があった年度における民改費を加算停止するのか。それとも判明した年度における民改費を加算停止するのか。

(答) 発児第59号の5通知に基づく民改費の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成12年度の財務諸表を平成13年度に確認した結果、使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成13年の4月から平成14年3月までの民改費加算を停止することとなる。

なお、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、発児第59号の5通知に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であって必要と認められる期間、民改費の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。

(問15) 児発第299号通知の5に関して、運用収入の取扱い如何。

(答) 運用収入については制限を設けていない。

(問16) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、「保育所の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答) 保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所において、保育所周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所として駐車場の賃借が必要となった場合には、児発第299号通知の別表2の「保育所の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の1の(4)及び(5)により、支出が可能である。

(問17) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に運営費を充てることは可能か。

(答) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、都道府県、市町村において使用目的、使用度などの判断を十分加えた上で、備品等購入積立預金及び当期末

支払資金残高を充てることとして差し支えない。

なお、登所に用いるバスやワゴンについては、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」（平成8年6月28日児保第12号）の第1の問10及び11に定めるとおりである。